

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、女性が活躍でき、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業の制度周知を行うと共に、育児休業取得の推進に向けて情報提供を行い、相談体制を整備する。

<対策>

- 令和3年 1月～ 育児・介護休業制度に関する規定や労働条件に関する事項について、事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
- 令和3年 3月～ 人事総務グループへの相談体制を周知

目標2：希望する労働者へ勤務地を限定するエリア社員制度を導入する。

<対策>

- 令和3年 6月～ エリア社員制度、契約社員制度など個人の環境に寄り添った多様な働き方制度を導入

目標3：在宅勤務やテレワーク等を導入し、働き方改革を実施する。

<対策>

- 令和3年 1月～ 在宅勤務制度、時差出勤制度などを導入し、労働環境を整備

目標4：採用者に占める女性の割合を40%以上とする。

<対策>

- 令和3年 6月～ 女性の応募を増やすために、説明会やホームページで育児関連制度の広報を行うと共に、非正社員の社員登用制度を周知
- 令和3年 8月～ 出産や育児を理由に退職した社員へ対し再雇用制度を導入